

愛犬の登録はお済みですか？

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。

飼い始めたときに1度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届出が必要になります。

- ・ 町外から転入したとき
- ・ 町外へ転出したとき（転出先の市町村）
- ・ 転居して住所を変更したとき
- ・ 飼い主を変更したとき
- ・ 飼い犬が死亡したとき

狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務づけられています。幌延町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院か留萌地区農業共済組合北部支所幌延家畜診療所で受けてください。

☆☆ 4月1日～9月30日は野犬掃とう期間です。☆☆

幌延町のほか、近隣4町（天塩町・中川町・豊富町・中頓別町）では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬はすべて野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

“ペットは家族の一員です。マナーを守り、正しく飼いましょう”

問合せ先：町民課生活環境グループ 5-1115

告知端末機 5-8815

悪質訪問販売業者などにご注意を

春を迎え、気温の上昇とともに車両での移動が容易な季節になりました。

今後、町内に悪質な訪問販売業者や押し買い業者がやってくるのが予想されます。

訪問販売は、購入者に対する氏名や販売目的の明示、購入を断った際の勧誘などが禁止されており、押し買い業者も氏名などの明示のほか、アポなしでの訪問による勧誘が禁止されています。

悪質な業者には十分注意するとともに契約後であっても一定期間内であれば無条件で契約を解除できるクーリングオフ制度を有効に活用して悪質業者による被害を防止しましょう。

運転免許更新時講習のお知らせ

優良運転者講習(30分)

5月13日(火) 午後1時から 天塩町社会福祉会館

5月14日(水) 午後6時30分から 北留萌消防組合幌延支署2階

一般運転者講習(1時間)

5月13日(火) 午後1時45分から 天塩町社会福祉会館

初回更新者講習(2時間)

5月13日(火) 午前10時から 天塩町社会福祉会館

違反運転者講習(2時間)

5月13日(火) 午後3時から 天塩町社会福祉会館

インフォメーション

人権擁護委員制度をご存知ですか

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続きもありません。もちろん相談内容についての秘密は守られます。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されているほか、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

幌延町には、町から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

稲垣 紘 順、三好 和 夫

旭川地方法務局稚内支局

稚内市末広5丁目6番1号

Tel.0162-33-1122

全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程で「特設相談所」を開設いたします。

家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、学校での「いじめ・体罰」、近隣との争い、ネットトラブル、架空請求、育児の悩み、借地・借家、不動産売買、金銭貸借等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は堅く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です。どうぞお気軽にお越しください。

記

全国一斉「人権擁護委員の日」

特設相談所の開設日程等

日 時 平成26年6月1日(日)

午前10時から午後3時まで

場 所 幌延町生涯学習センター 研修室